第10号様式記載の手引

1　この明細書の用途等

⑴ この明細書は、２以上の都道府県に事務所若しくは事業所（以下「事務所等」といいます。）を有する法人又は東京都の特別区及び市町村に事務所等を有する法人が、第６号様式、第６号様式（その２）若しくは第６号様式（その３）、第６号の２様式又は第６号の３様式（地方税法（以下「法」といいます。）第72条の48第２項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限ります。）、第６号の３様式（その２）（法第72条の48第２項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限ります。）若しくは第６号の３様式（その３）（法第72条の48第２項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限ります。）の申告書を提出する場合に、その申告書に添付して１通を提出してください。ただし、主たる事務所等（外国法人にあっては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の都道府県知事に対しては、写し１通を添付してください。（主たる事務所等所在地が大阪府の場合は、写し１通の添付は不要です。）

⑵ 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第１号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにして記載してください。

⑶ 法第72条の２第１項第１号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人、同項第２号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第１号に掲げる事業、同項第２号に掲げる事業又は同項第３号に掲げる事業と同項第４号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。この場合において、道府県民税については、いずれか一方の明細書に記載してください。

⑷ 法第72条の２第１項第１号に掲げる事業及び同項第２号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業又は同項第４号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第１号に掲げる事業及び同項第２号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業又は同項第４号に掲げる事業とに分けて提出してください。この場合において、道府県民税については、いずれか一方の明細書に記載してください。

2　各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1　「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を申告書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
2「法第72条の2第1項 第1・2・3・4号 に掲げる事業」	事業の区分に応じ、「第１号」、「第２号」、「第３号」又は「第４号」の該当するものを○印で囲んでください。	
3　「法人税法の規定によって計算した法人税額①」	第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書に添付する場合には、法人税の申告書（別表１。以下「別表１」といいます。）の「法人税額計」の欄（９の欄）の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）（法人税の明細書（別表６(2)付表６）の７の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。）を記載します。 なお、（ ）内には、使途秘匿金の支出の額の40％相当額（「法人税額計」の欄（別表１の９の欄）の上段に外書として記載された金額）、税額控除超過額相当額等の加算額（別表１の４の欄の金額）（法人税の明細書（別表６(2)付表６）の７の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。）及び土地譲渡利益金額に対する法人税額（別表１の６の欄の金額）の合計額を記載します。	⑴ 通算法人、通算法人であった法人（第６号様式別表１を提出する法人に限ります。）及び連結法人であった法人（第６号様式別表１の３を提出する法人に限ります。）は、記載しないでください。 ⑵ 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
4　「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額②」	第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書に添付する場合には、下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の明細書の欄の金額を記載します。 ⑴　租税特別措置法第42条の４第１項（一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額　法人税の明細書（別表６(9)）の23の欄の金額 ※ 租税特別措置法第42条の４第４項（中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額は記載しないでください。 ⑵　租税特別措置法第42条の４第７項（特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。）　法人税の明細書（別表６(12)）の11の欄の金額 ⑶　租税特別措置法第42条の４第13項（同条第18項において準用する場合を含みます。以下同じです。）（一般試験研究費又は特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除について、過去適用事業年度等における取戻税額等に超過があった場合の控除）の規定に係る金額（中小企業者等の過去適用事業年度等における取戻税額等に超過があった場合の同項の規定による控除を除きます。）　法人税の明細書（別表６(14)）の14又は28の各欄の金額 ⑷　租税特別措置法第42条の10第２項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額　法人税の明細書（別表６(17)）の25の欄の金額 ⑸　租税特別措置法第42条の11第２項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額　法人税の明細書（別表６(18)）の25の欄の金額 ⑹　租税特別措置法第42条の11の２第２項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。）　法人税の明細書（別表６(19)）の20の欄の金額 ⑺　租税特別措置法第42条の11の３第２項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。）　法人税の明細書（別表６(20)）の18の欄の金額 ⑻　租税特別措置法第42条の12第１項又は第２項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。）　法人税の明細書（別表６(21)）の30の欄の金額 ⑼　租税特別措置法第42条の12の２第１項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額　法人税の明細書（別表６	⑴ 通算法人、通算法人であった法人（第６号様式別表１を提出する法人に限ります。）及び連結法人であった法人（第６号様式別表１の３を提出する法人に限ります。）は、記載しないでください。 ⑵ 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。

欄	記載のしかた	留意事項
	(22)）の10の欄の金額 ⑽　租税特別措置法第 42 条の 12 の５第１項又は第２項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。）　法人税の明細書（別表６(24)）の 45 の欄の金額 ※　租税特別措置法第 42 条の 12 の５第３項及び第４項（中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額は記載しないでください。 ⑾　所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第 13 号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「令和７年旧措置法」といいます。）第 42 条の 12 の６第２項（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。）　法人税の明細書（別表６(25)）の 20 の欄の金額 ⑿　租税特別措置法第 42 条の 12 の６第２項（生産工程効率化等設備を取得した場合の法人税額の特別控除）又は令和７年旧措置法第 42 条の 12 の７第４項若しくは第５項（情報技術事業適応設備を取得した場合又は事業適応繰延資産となる費用を支出した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。）　法人税の明細書（別表６(26)）の 41 の欄の金額 ⒀　租税特別措置法第 42 条の 12 の6第3項又は第6項(産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額　法人税の明細書(別表6(27))の 34 の欄の金額	
５　「還付法人税額等の控除額③」	第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書に添付する場合に、第６号様式別表２の５の④の「合計」の欄の金額を記載します。	(1) 通算法人、通算法人であった法人（第６号様式別表１を提出する法人に限ります。）、及び連結法人であった法人（第６号様式別表１の３を提出する法人に限ります。）は、記載しないでください。 (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
６　「退職年金等積立金に係る法人税額④」	第６号様式、第６号様式（その２）若しくは第６号様式（その３）又は第６号の２様式の申告書に添付する場合に、法人税の申告書（別表 21）の 12 の欄の金額を記載します。	
７　「差引計⑤」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。この場合において、1,000 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。 (1)　第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書を提出する法人 (ｲ)　通算法人、通算法人であった法人（第６号様式別表１を提出する法人に限ります。）及び連結法人であった法人（第６号様式別表１の３を提出する法人に限ります。）以外の法人　①＋②－③＋④の金額 (ﾛ)　通算法人及び通算法人であった法人（第６号様式別表１を提出する法人に限ります。）　第６号様式別表１の⑭の欄の金額 (ﾊ)　連結法人であった法人（第６号様式別表１の３を提出する法人に限ります。）　第６号様式別表１の３の⑦の欄の金額 (ﾆ)　都道府県内に恒久的施設を有する外国法人　第６号様式別表１の２の④の欄の金額 (2)　第６号の２様式の申告書を提出する法人　④の欄の金額	
８　「所得金額」 （⑥から⑩までの各欄）	第６号様式、第６号様式（その２）若しくは第６号様式（その３）又は第６号の３様式、第６号の３様式（その２）若しくは第６号の３様式（その３）の申告書に添付する場合に次に掲げる所得の区分に応じ、次に定めるとおり記載します。この場合において、これらの各欄の金額に 1,000 円未満の端数があるとき又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。 (1)　法第 72 条の２第１項第１号に掲げる事業に係る所得 (ｲ)　⑥から⑧までの各欄は、所得の金額が年 400 万円(その事業年度が 1 年に満たない場合には、400 万円にその事業年度の月数を乗じて 12 で除して得た金額。以下同じです。)以下であるときはその金額を⑥の欄に、年 400 万円を超え年 800 万円(その事業年度が１年に満たない場合には、800 万円にその事業年度の月数を乗じて 12 で除して得た金額。以下同じです。)以下であるときはこれを年 400 万円以下の金額及び年 400 万円を超え年 800 万円以下の金額に区分してそれぞれ⑥及び⑦の各欄に、年 800 万円を超えるときはこれを年 400 万円以下の金額、年 400 万円を超え年 800 万円以下の金額及び年 800 万円を超える金額に区分して、それぞれ⑥、⑦及び⑧の各欄に記載します。 (ﾛ)　⑩の欄は、法第 72 条の２第１項第１号イに掲げる法人（外形対象法人）及び法第 72 条の 24 の７第５項の規定により軽減税率が適用されない法人がその所得金額を記載します。 (2)　法第 72 条の２第１項第３号に掲げる事業に係る所得 法第 72 条の２第１項第３号ロに掲げる法人が所得の総額を⑩の欄に記載します。	(1)　法第 72 条の２第１項第２号に掲げる事業のみを行う法人は、記載する必要はありません。 (2)　(ｲ)において、その事業年度が１年に満たない場合、所得の金額が 400 万円を超え 800 万円以下であるときの⑦の欄の金額は、所得の金額から⑥の欄の金額(端数を切り捨てる前の金額)を控除して算出し、所得の金額が 800 万円を超えるときの⑧の欄の金額は、所得の金額から⑥及び⑦の各欄の金額(端数を切り捨てる前の金額)を控除して算出します。 (3)　法第 72 条の 24 の７第５項の規定により軽減税率の適用されない法人とは、事業年度の末日（解散した法人にあっては、解散の日）において３以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が 1,000 万円以上の法人をいいます。

欄		記載のしかた	留意事項
9	「付加価値額⑪」	第６号様式、第６号様式（その２）若しくは第６号様式（その３）又は第６号の３様式、第６号の３様式（その２）若しくは第６号の３様式（その３）の申告書に添付する場合に、法第 72 条の２第１項第１号イ若しくは同項第３号イに掲げる法人又は同項第４号に掲げる事業を行う法人がそれぞれの事業に係る第６号様式別表５の２の⑪の欄の金額を記載します。 この場合において 1,000 円未満の端数があるとき又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
10	「資本金等の額⑫」	第６号様式、第６号様式（その２）若しくは第６号様式（その３）又は第６号の３様式、第６号の３様式（その２）若しくは第６号の３様式（その３）の申告書に添付する場合に、法第 72 条の２第１項第１号イ若しくは同項第３号イに掲げる法人又は同項第４号に掲げる事業を行う法人がそれぞれの事業に係る第６号様式別表５の２の㉕の欄の金額を記載します。 この場合において 1,000 円未満の端数があるとき又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
11	「収入金額⑬」	第６号様式、第６号様式（その２）若しくは第６号様式（その３）又は第６号の３様式、第６号の３様式（その２）若しくは第６号の３様式（その３）の申告書に添付する場合に、法第 72 条の２第１項第２号、同項第３号又は第４号に掲げる事業を行う法人が、次に掲げる事業の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 ⑴　法第 72 条の２第１項第２号に掲げる事業 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除きます。）及びガス供給業（法第 72 条の２第１項第４号に掲げる事業を除きます。）を行う法人にあっては第６号様式別表６の⑬の欄の金額を、生命保険会社又は外国生命保険会社等にあっては第６号様式別表７の⑤の欄の金額を、損害保険会社又は外国損害保険会社等にあっては第６号様式別表８の⑦の欄の金額を、少額短期保険業者にあっては同表の⑲の欄の金額を、株式会社日本貿易保険にあっては同表の㉓の「課税標準」の欄の金額を記載します。 ⑵　法第 72 条の２第１項第３号に掲げる事業 法第 72 条の２第１項第３号に掲げる事業に係る第６号様式別表６の⑬の欄の金額を記載します。 ⑶　法第 72 条の２第１項第４号に掲げる事業 法第 72 条の２第１項第４号に掲げる事業に係る第６号様式別表６の⑬の欄の金額を記載します。 ⑷　この金額に 1,000 円未満の端数があるとき又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
12	「事務所又は事業所」	同一都道府県内に所在する事務所等ごとにその名称とその所在地の市町村名を記載します。	.
事業税	13　「分割基準（単位＝　）」	「（単位=　）」には、適用する分割基準の種類に応じた単位を記載します。	
	14　事務所又は事業所ごとに記載する「分割基準」の各欄	⑴　事務所等ごとに記載するほか、同一都道府県ごとにその小計を付して記載します。 ⑵　上段の（ ）内には、資本金の額又は出資金の額が１億円以上の製造業を行う法人の工場である事務所等について、法第 72 条の 48 第４項第１号ただし書の規定によって２分の１に相当する数を加える前の従業者数を記載します。 ⑶　事務所等の固定資産の価額に 1,000 円未満の端数があるとき、その軌道の単線換算キロメートル数に端数があるとき又は電線路の電力の容量に千キロワット未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。	本社と工場が併置されている場合、工場と支店等が併置されている場合には、それぞれに属する従業者数は別行に区分して記載します。
	15　「分割課税標準額」（⑭から⑳までの各欄）	⑴　事業税の「課税標準の総額」の各欄（⑨の欄を除きます。）の金額を事業税の「分割基準」の欄の合計の数値で除して１単位当たりの分割課税標準額を算出し、当該１単位当たりの分割課税標準額に事業税の「分割基準」の欄の都道府県ごとの小計の数値を乗じて得た額を記載します。なお、１単位当たりの分割課税標準額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該分割基準の総数のけた数に１を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値を記載します。 ⑵　各欄の金額に 1,000 円未満の端数があるとき又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てた金額を記載します。	非製造業若しくは電気供給業の分割課税標準額を計算するため課税標準額を二分した金額又は鉄道事業若しくは軌道事業とこれらの事業以外の事業とを併せて行う法人の分割課税標準額を計算するため課税標準額をそれぞれの事業に係る売上金額により按分した金額について 1,000 円未満の端数があるとき又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。
道府県民税	16　「分割基準」	事務所等ごとに記載するほか、同一都道府県ごとにその小計を付して記載します。なお、東京都の特別区と市町村に事務所等を有する法人の東京都分は、特別区分と市町村分に区分し、市町村分については各市町村ごとに記載してください。	事業税の分割基準の数値と一致する場合には記載する必要はありません。
	17　「分割課税標準額㉑」	(1)　道府県民税の「課税標準の総額」の⑤の欄の金額を道府県民税の「分割基準」の欄の合計の数値で除して1人当たりの分割課税標準額を算出し、当該1人当たりの分割課税標準額に道府県民税の「分割基準」の欄の都道府県ごとの小計の数値を乗じて得た額を記載します。なお、1人当たりの分割課税標準額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該分割基準の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値を記載してください。 (2)　この金額に 1,000 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	東京都の特別区と市町村に事務所等を有する法人の東京都分は、特別区分と市町村分に区分し、市町村分については、各市町村ごとに記載します。

分割基準については、次の取扱いによってください。

1　道府県民税

分割基準とは、法人税額の課税標準の算定期間(以下「算定期間」といいます。)の末日現在において事務所等に勤務すべき**従業者**（従業者の範囲には、役員のほか、アルバイト、パートタイマー、受入出向者、受入派遣労働者等が含まれます。以下「事業税」においても同じです。）**の数**をいいます。ただし、次の(1)から(3)までに掲げる事務所等にあっては、それぞれ(1)から(3)までに定める従業者の数(その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とします。)をいいます。

(1)　算定期間の中途で新設された事務所等　　算定期間の末日現在の従業者数　×　$\frac{\text{新設された日から算定期間の末日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$

(2)　算定期間の中途で廃止された事務所等　　廃止された月の前月末現在の従業者数　×　$\frac{\text{廃止された日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$

(3)　算定期間の各月の末日現在の従業者数のうち最も多い数が少ない数の２倍を超える事務所等

算定期間の各月の末日現在の従業者数を合計した数　÷　算定期間の月数

2　事業税

(1)　分割基準は、次に掲げる事業についてそれぞれ次に定めるところによります。

(ｲ)　製造業　課税標準額の総額を事業年度終了の日現在の事務所等の**従業者の数**(道府県民税に関する部分の(1)から(3)までに掲げる事務所等に該当する場合には、当該(1)から(3)までに準じて算定した数。以下同じです。)に按分します。なお、資本金の額又は出資金の額が１億円以上の製造業を行う法人の工場の従業者については、その従業者の数にその数(その数が奇数の場合には、その数に１を加えた数)の２分の１に相当する数を加えた数により算定します。

(ﾛ)　電気供給業　次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより按分した数により算定します。

（ｉ）　電気事業法第２条第１項第２号に規定する小売電気事業（これに準ずるものとして地方税法施行規則（以下「規則」といいます。）第３条の 14 第１項で定めるものを含みます。）

・課税標準の総額の２分の１　事業年度終了の日現在の事務所等の**従業者の数**

・課税標準の総額の２分の１　事業年度に属する各月の末日（当該事業年度中に月の末日が到来しない場合には、当該事業年度終了の日。以下同じです。）現在の**事務所等の数を合計した数**

（ⅱ）　電気事業法第２条第１項第８号に規定する一般送配電事業（以下「一般送配電事業」といいます。）、同項第 10 号に規定する送電事業（以下「送電事業」といいます。）（これに準ずるものとして規則第６条の２第１項で定めるものを含みます。）、同法第２条第１項第 11 号の２に規定する配電事業（以下「配電事業」といいます。）及び同項第 12 号に規定する特定送配電事業　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより按分します。

㈠　㈡に掲げる場合以外の場合

・課税標準の総額の４分の３　事務所等の所在する道府県において事業年度終了の日現在に発電所又は蓄電用の施設の発電等用電気工作物（電気事業法第２条第１項第５号ロに規定する発電等用電気工作物をいいます。以下同じです。）と電気的に接続している**電線路**（電圧が 66 キロボルト以上のものに限ります。以下同じです。）**の電力の容量**

・課税標準の総額の４分の１　事業年度終了の日現在において貸借対照表に記載されている事務所等ごとの**有形固定資産の価額**

㈡　事務所等の所在するいずれの道府県においても発電所又は蓄電用の施設の発電等用電気工作物と電気的に接続している電線路がない場合　課税標準の総額を事業年度終了の日現在において貸借対照表に記載されている事務所等ごとの**有形固定資産の価額**

（ⅲ）　電気事業法第２条第１項第 14 号に規定する発電事業(これに準ずるものとして規則第３条の 14 第２項で定めるものを含みます。)及び同法第２条第１項第 15 号の３に規定する特定卸供給事業　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより按分します。

㈠　㈡に掲げる場合以外の場合

・課税標準の総額の４分の３　事業年度終了の日現在において貸借対照表に記載されている事務所等ごとの発電所又は蓄電用の施設の用に供する**有形固定資産の価額**

・課税標準の総額の４分の１　事業年度終了の日現在において貸借対照表に記載されている事務所等ごとの**有形固定資産の価額**

㈡　事務所等の固定資産で発電所又は蓄電用の施設の用に供するものがない場合　課税標準の総額を事業年度終了の日現在において貸借対照表に記載されている事務所等ごとの**有形固定資産の価額**

(ﾊ)　ガス供給業及び倉庫業　課税標準額の総額を事業年度終了の日現在において貸借対照表に記載されている事務所等ごとの**有形固定資産の価額**に按分します。

(ﾆ)　鉄道事業及び軌道事業　課税標準額の総額を事業年度終了の日における軌道の**単線換算キロメートル数**に按分します。

(ﾎ)　その他（上記(ｲ)から(ﾆ)に掲げる事業以外）の事業

課税標準額の総額の２分の１に相当する額を事業年度終了の日現在の事務所等の**従業者の数**に、

課税標準額の総額の２分の１に相当する額を事業年度に属する各月の末日現在の**事務所等の数を合計した数**に按分します。

(2)　電気供給業を行う法人が規則第６条の２の２第５項の規定の適用を受ける場合には、その旨を記載するとともに、その明細書を添付する必要があります。

(3)　分割基準を異にする事業を併せて行う場合には、主たる事業の分割基準によります。なお、異なる分割基準が適用される場合には、それぞれの分割基準及び当該分割基準に係る分割課税標準額ごとにこれらの数値を併記します。

(4)　電気供給業に係る分割基準が二以上である法人の課税標準額の総額の分割については、(3)にかかわらず、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める分割基準によります。

(ｲ)　一般送配電事業、送電事業又は配電事業と一般送配電事業、送電事業及び配電事業以外の事業とを併せて行う場合　(1)(ﾛ)(ⅱ)に定める分割基準

(ﾛ)　発電事業（電気事業法第２条第１項第 14 号に規定する発電事業をいいます。以下同じです。）と一般送配電事業、送電事業、配電事業及び発電事業以外の事業とを併せて行う場合　(1)(ﾛ)(ⅲ)に定める分割基準

(ﾊ)　(ｲ)及び(ﾛ)に掲げる場合以外の場合　電気供給業のうち主たる事業について定められた分割基準

(5)　(4)の場合において、法人が電気供給業と電気供給業以外の事業とを併せて行う場合には、(3)及び(4)にかかわらず、まず、電気供給業又は電気供給業以外の事業のいずれを主たる事業とするかを判定し、当該判定により、電気供給業を主たる事業とするときは、(4)の(ｲ)から(ﾊ)までに定める分割基準に、電気供給業以外の事業を主たる事業とするときは、当該事業について定められた分割基準によります。

(6)　法人が鉄道事業又は軌道事業とこれらの事業以外の事業とを併せて行う場合には、(3)から(5)までにかかわらず、鉄道事業又は軌道事業に係る部分については(1)(ﾆ)に定める分割基準に、これらの事業以外の事業に係る部分はこれらの事業以外の事業のうち主たる事業について定められた分割基準によります。

■ 課税標準の分割に関する明細書（第10号様式）の記載方法と留意点

【例】大阪府税（株）〔非製造業を営む法人（注）〕

- 事業年度：令和７年４月１日から令和８年３月31日
- 資本金の額：1,000万円
- 所得金額：20,000,222円 ⇒ ⑩欄に記入
- 法人税額：4,260,000円 ⇒ ①欄に記入
- 分割基準（事業年度末現在３府県に事務所を有する）

事務所又は事業所		従業者数	事務所数
本社	大阪府大阪市	10人	12所
大阪営業所	大阪府堺市	7人	12所
大阪府小計		17人	24所
兵庫支社	兵庫県神戸市	5人	10所
奈良営業所	奈良県奈良市	4人	8所
合計		26人	42所

※ 従業者数には、役員のほか、アルバイト、パートタイマー、受入出向者、受入派遣労働者等の人数を含めてください。

※ 事務所数は、事業年度に属する各月の末日現在における数値を合計した数値となります。ただし、事業年度中に月の末日が到来しない場合には、事業年度終了の日現在の数値となります。

（注）分割基準の種類

【非製造業】課税標準の１／２ ：事務所数
課税標準の１／２ ：従業者数

【製造業】 従業者数（資本金１億円以上の法人：工場の従業者数を１．５倍）

※ 非製造業と製造業をあわせて行う場合の分割基準については、主たる事業の分割基準を適用することとなります。主たる事業の判定は、それぞれの事業のうち、売上金額の最も大きいものを主たる事業とし、これによりがたい場合には、従業者の配置、施設の状況等により企業活動の実態を総合的に判断し、判定することとなります。

■法人事業税の分割課税標準額の計算

イ 所得金額の１/２の金額を算出します。
・20,000,000×１/２＝10,000,000円（1,000円未満の端数切捨て）

ロ 従業者数により分割し、分割課税標準額を算出します。
・1単位（1人）当たりの分割課税標準額の計算
10,000,000円÷26人＝384,615.38円
（小数点第３位以下切捨て（総数の桁数＋１））
・大阪府分の分割課税標準額の計算
384,615.38×17人＝6,538千円（1,000円未満の端数切捨て）
・兵庫県及び奈良県分も同様の方法で計算
（兵庫県：1,923千円、奈良県：1,538千円）

ハ 事務所数により分割し、分割課税標準額を算出します。
・1単位（1所）当たりの分割課税標準額の計算
10,000,000円÷42所＝238,095.23
（小数点第３位以下切捨て（総数の桁数＋１））
・大阪府分の分割課税標準額の計算
238,095.23×24所＝5,714千円（1,000円未満の端数切捨て）
・兵庫県及び奈良県分も同様の方法で計算
（兵庫県：2,380千円、奈良県：1,904千円）

●「適用する事業税の分割基準」欄

・適用する分割基準の種類に○印を記載します。

業種		分割基準
非製造業		1. 従業者数 3. 事務所又は事業所数
製造業		1. 従業者数
倉庫業・ガス供給業		2. 固定資産の価額
電気供給業	小売電気事業	1. 従業者数 3. 事務所又は事業所数
	送配電事業	2. 固定資産の価額 5. 電線路の電力の容量
	発電事業・特定卸供給業	2. 固定資産の価額
鉄道事業・軌道事業		4. 軌道の延長キロメートル数

※ 分割基準を異にする事業をあわせて行う法人の分割基準は、主たる事業の分割基準となります。

課税標準の分割に関する明細書（その１）

法人名	大阪府税㈱	事業年度	令和７・４・１ 令和８・３・31

第十号様式

事業税（法第72条の２第１項 第１号 第２号 第３号 第４号 に掲げる事業）

課税標準の総額		円	課税標準の総額		（ ）円
所得金額	年400万円以下の金額 ⑥	000	道府県民税	法人税法の規定によって計算した法人税額 ①	4,260,000
	年400万円を超え年800万円以下の金額又は年400万円を超える金額 ⑦	000		試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額 ②	
	年800万円を超える金額 ⑧	000		還付法人税額等の控除額 ③	
	計 ⑥+⑦+⑧ ⑨	000		退職年金等積立金に係る法人税額 ④	
	軽減税率不適用法人の金額⑩	20,000,000		差引計 ①+②−③+④ ⑤	4,260,000
付加価値額 ⑪		000			
資本金等の額 ⑫		000			
収入金額 ⑬		000			

●適用する事業税の分割基準　①．従業者数　②．固定資産の価額　③．事務所又は事業所数　④．軌道の延長キロメートル数　⑤．電線路の電力の容量

事務所又は事業所	事業税 分割基準（単位＝人・所）	事業税 分割課税標準額 年400万円以下の所得金額 ⑭	年400万円を超え年800万円以下の所得金額又は特別法人の年400万円を超える所得金額 ⑮	年800万円を超える所得金額又は軽減税率不適用法人の所得金額 ⑯	計 ⑭+⑮+⑯ ⑰	付加価値額 ⑱	資本金等の額 ⑲	収入金額 ⑳	道府県民税 分割基準（単位＝人）	分割課税標準額 ㉑
●名称及び所在地		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円
本社 大阪市中央区大手前3-1-43	（ ） 10人 12所								10人	
大阪営業所 大阪府堺市中安井町3-4-1	（ ） 7人 12所								7人	
大阪府小計 (A)	（ ） 17人 24所			6,538 5,714	6,538 5,714				(C) 17人	2,785
兵庫支社 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1	（ ） 5人 10所			1,923 2,380	1,923 2,380				5人	819
奈良営業所 奈良県奈良市登大路町30	（ ） 4人 8所			1,538 1,904	1,538 1,904				4人	655
合計 (B)	（ ） 26人 42所			19,997	19,997				(D) 26人	4,259

●「名称及び所在地」欄

・同一都道府県内に所在する事務所又は事業所ごとにその名称とその所在地の市町村名を記載します。
・事務所又は事業所ごとに記載するほか、同一都道府県ごとに小計した数値を記載します。

●「分割基準（単位＝ ）」欄

・適用する分割基準の種類に応じた単位を記載します。

分割基準	単位
従業者数	人
固定資産の価額	千円
事務所又は事業所数	所
軌道の延長キロメートル	km
電線路の電力の容量	千kW

事業の区分に応じ、「第１号」から「第４号」までのうち該当するものを○印で囲んでください。

●事業税の「分割課税標準額」の「⑭～⑯、⑱～⑳」の各欄

・「課税標準の総額」の各欄（⑥～⑧、⑩～⑬）の金額を事業税の「分割基準」の「合計」(B)欄の数値で除して１単位（１人・１所）当たりの分割課税標準額を算出し（注意参照）、当該１単位当たりの分割課税標準額に事業税の「分割基準」の欄の「都道府県ごとに分割基準を小計した数値」(A)を乗じた額を記載します。
・「分割課税標準額」の各欄に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

●道府県民税の「分割課税標準額㉑」欄

・「課税標準の総額」の「差引計⑤」欄の金額を道府県民税の「分割基準」の「合計」(D)欄の数値で除して１人当たりの分割課税標準額を算出し（注意参照）、当該１人当たりの分割課税標準額に道府県民税の「分割基準」欄の「都道府県ごとに分割基準を小計した数値」(C)を乗じた額を記載します。
・「分割課税標準額」の各欄に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

注意

1単位（1人・1所等）当たりの分割課税標準額の計算

・課税標準額を分割基準の「合計」(D)及び(B)欄の数値で除して得た数値に、小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該分割基準の総数のけた数に１を加えた数に相当する数以下の部分の数値を切り捨てて、１単位当たりの分割課税標準額を計算します。

■法人府民税の分割課税標準額の計算

従業者数により分割し、分割課税標準額を算出します。
・1単位（1人）当たりの分割課税標準額の計算
4,260,000円÷26人＝163,846.15円
（小数点第３位以下切捨て（総数の桁数＋１））
・大阪府分の分割課税標準額の計算
163,846.15円×17人＝2,785千円（1,000円未満の端数切捨て）
・兵庫県及び奈良県分も同様に計算
（兵庫県：819千円、奈良県：655千円）

（法人事業税）
・「分割課税標準額」の「合計」欄の19,997千円と「軽減税率不適用法人の金額」⑩欄の金額は端数処理によって一致しない場合があります。
（法人府民税）
・法人府民税についても、同様に一致しない場合があります。

●「分割基準」の（ ）欄

・資本金が１億円以上の製造業を営む法人が、工場の従業者数を1.5倍する前の従業者数を記載します。